

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ケーブルテレビの加入料

Q：私は、有線テレビジョン放送の加入契約を締結し、加入料と工事代金を支払いました。テレビは店舗に置いてありますので、全額必要経費として処理してよいでしょうか。

A：加入料は繰延資産、工事代金は減価償却資産として処理することになります。

【解説】

有線テレビジョンの放送加入料は、有線テレビジョン放送事業者から有線テレビジョン放送の役務提供を受けるために支出した権利金その他の費用と考えられ、繰延資産に該当することになります。

また、工事代金は、保安器から内部の内線部分についての実費相当額であり、その所有権も加入者にあることから、電気通信施設利用権として減価償却を行うことになります。

なお、加入料が20万円未満の場合は少額繰延資産として、工事代金が10万円未満の場合は少額減価償却資産として、支出時の必要経費に算入されます。

ちなみに、平成10年度の改正により少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられましたが、繰延資産については変更されていませんので、従来通り20万円未満であれば、少額繰延資産として支出時の必要経費に算入することができます。

